

1 兼子は、訴訟制度が私人の訴えの利用申出とそれに対する国家による許諾においてはじめて発動することを前提として、  
2 訴権の本質を訴訟制度の存在理由と個人の利用目的との相関点に求めた。そのうえで、兼子は訴訟制度の存在  
3 理由も、国家権力が私人間の生活関係上の紛争、利害の衝突を強制的に解決調整することによって社会生活の  
4 秩序と安定を保持することにあると見做り、個人の利用目的は、このように民事訴訟制度の目的に照らして、判決に  
5 よる紛争解決にあるとしている。

6 以上を踏まえて、兼子は上記目的を達成することが出来る機能としての訴権を実質的には国家に対する紛争解決  
7 請求権であると考えている。そして、紛争を解決する訴訟の判決とは、原告の紛争上の利益主張の当否を法律的  
8 に決する本案判決のことであることから、兼子は紛争解決請求権としての訴権がプラインの本案判決請求権  
9 に帰着するものと導いている。

10 2) 此外に対して三月は以下のよう評価、批判を加えている。

11 (1) 上述の(1)民事訴訟の目的を紛争解決に求めた兼子の理論は、プラインの訴権論を、紛争解決機能と  
12 民事訴訟理論を直接結びつけることで発展させるものとする。

13 ところが、権利保護請求権説では原告の敗訴により権利保護を請求していない被告が保護されること  
14 を説明できないという点、抽象的訴権説では必ずしも本案判決による紛争解決が期待できないと  
15 いう点に問題があるところ、プラインの本案判決請求権説によれば、当事者間の紛争が原告判決又は敗  
16 訴判決により実質的に解決されることとなるという点で、これらの問題を克服することが出来る。これに加え  
17 て、兼子理論は本案判決という形式上のものを紛争解決という民事訴訟の機能に着目して紛争解  
18 決請求権を構成しているという点で、兼子理論がドクトリナ界の主流の立場に優越していると三月は評  
19 価している。

20 (2) また、兼子が訴権を「本人」の紛争解決請求権と捉える点で問題があり得ると三月は主張する。  
21 その理由として、訴権という形で私人個人から訴訟制度の目的をどう捉え、これを訴訟理論に持ち込ん  
22 だという点を挙げている。ところが、三月は権利保護の利益を国家的な利益とどう捉えているに  
23 権利保護の利益があるから訴権を認められると考えるのは適切ではないとしており、むしろ訴権を権利  
24 保護の利益という訴訟要件に一元化しようが紛争解決の制度としての民事訴訟を理論を組  
25 立てる上で適切であるとしている。

26 3) 三月が以上の批評を加えるには以下の理由によるものと考えられる。

27 (1) そもそも、兼子は民事訴訟の目的を私人間の紛争解決における社会秩序の維持に求めている。その点で言えば、  
28 紛争当事者間において、いかに裁判所訴訟制度を利用しない場合には、結局上記目的は達成され  
29 ないこととなるのであり、私人による訴え裁判所は特だけて良いとする必然性はなく、むしろ上記目的  
30 の実質的に達成するのであれば、訴訟制度を利用しない紛争当事者間の紛争に於いても裁判所が  
31 介入すべきであるか合理的である。そのうえで、そうすると、私人が訴訟制度を利用することを申出た  
32 場合でない場合も裁判所は自ら事件を探出して裁判をすべきであることになり、その場合  
33 はやはり私人の紛争解決請求権としての訴権を概念する必要はなく、寧ろ公益的の見地から権利保  
34 護の利益をただけて民事訴訟理論を考察すべきであるとしている。

34 (2) また、このように考えることは知権主義に反し、当事者の私的自治を告発する点で知権主義  
35 主張に反してまた本来的に考えれば論主義に反するものがある。さらに、現実には裁判所の訴訟費用を  
36 限らぬのであり、訴訟経費の観点から裁判所に職権で解決する事件を探し出すことは適切で  
37 はない。

38 4. 以上を踏まえて三月は以下の見解を形成している。